◆ 組合員資格確認のお願い ◆

当農協の定款の定めより、組合員の皆様において住所・氏名・団体代表者等に変更等があったとき、または組合員資格を失ったときや資格の変更があった場合には、その旨を書面にて届出いただくことになっております。

以上のような変更があったときは当農協へお届けいただきますようお願いいたします。 ご不明なことがありましたら、管理課へお問合せください。

伊達市農業協同組合 管理課 ☎(0142)23-2181

-----組合員資格

- ○地区内(伊達市・室蘭市・登別市)に住所を有する個人
- ○地区内に勤務地を有し、当組合の次の事業を継続して利用している個人 貯金等・借入金・購買等・サービス(給与振込・年金振込・公共料金)
- ○地区外に住所を有し、当組合の次の事業を継続している個人 購買等・販売等・特定農地貸付

当農協の組合員資格(定款第12条の抜粋)

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

- ② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。
 - 1 30アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
 - 2 1年のうち 150日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
 - 3 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの
- ③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
 - 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
 - 2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務 の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合 の事業を利用することが適当であると認められるもの
 - 3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を 継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利 用することが適当であると認められるもの
 - 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
 - 5 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの(前項第3号及び前号に掲げる者を除く。)